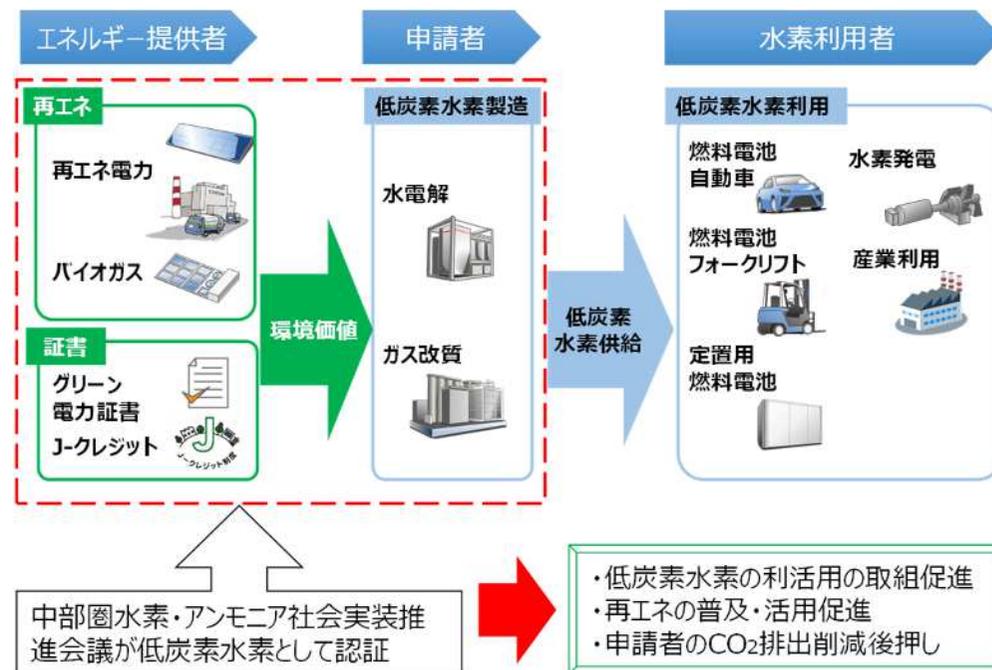


中部圏低炭素水素認証制度概要

1. 目的

- 水素は、利用の段階でCO₂を排出しないことから、地球温暖化対策に大きく貢献し得るエネルギーとして期待されている。
- しかし、現在、国内で流通する水素のほとんどが化石燃料由来であり、製造段階では二酸化炭素が発生していることから、カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーを活用して水素を製造することなどにより、より低炭素な水素サプライチェーンの構築が不可欠である。
- そこで、こうした低炭素な水素サプライチェーン構築に取り組む事業者を支援するため、水素の製造、輸送、利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する制度を制定する。
- なお、制度制定後は、制度運用に伴う問題点を検証するとともに、国における検討状況や技術開発の動向を踏まえて、制度の見直しを検討する。



2. 認証対象とする低炭素水素の考え方

次の(1)及び(2)に該当する水素を低炭素水素として認証する。

- (1) 再生可能エネルギー電気又はバイオガス(若しくは環境価値^{※1})から製造された水素
- (2) 再生可能エネルギー電気(又は環境価値)による食塩水の電気分解により苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)及び塩素を製造する過程において副次的に生産される水素^{※2}

※1 対象とする環境価値の例

①グリーン電力証書、②J-クレジット、③再エネの環境価値

※2 苛性ソーダ副生水素は、低炭素水素の生産量を一定数倍に補正

3. 認定・認証フロー

- 低炭素水素の製造に係る計画を認定し、当該計画に基づく低炭素水素の製造に係る実績を認証する。

